

市谷議員 再要望項目一覧

令和8年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
1. 島根原発2号機でのプルサーマル計画について 原発に関する重要な変更についての説明やそれへの「知事回答」については、以前は知事の側から議員全員協議会の開催の求めがあり、「知事回答」については、知事自らが議員全員に説明し、議員の意見を聞いて、それを踏まえ中国電力に回答していた。原発に関する重要な変更の決定は、議会側に権限がなく、知事の専権事項だからこそ、知事は議会に対し丁寧な対応を行ってきたと考える。議会における説明・審議方法は、議会が判断するものとして、知事が議会・議員全員に直接説明をしないのは、原発への対応に対する批判を避けているのと同じであり、非民主的であり、また電力会社を擁護しているのと同じである。今回、島根原発2号機におけるプルサーマル計画の説明や実施の可否についての「知事回答」については、中国電力が、また知事が、直接、議員全員に説明し、意見を聴取して対応方法を決めること。また、島根原発2号機が使用を検討しているMOX燃料は、基準地震動で不正があり再稼働の目途が立たなくなったり浜岡原発が使用を計画していたものであり、他の原発の不正の付けを島根原発に回し、プルサーマルの早期実施をするなどというやり方は許されない。断固中止を求める。	島根原子力発電所2号機に係るプルサーマル計画については、使用するMOX燃料も含め、まずは国及び中国電力から議会、住民、専門家である原子力安全顧問等に対して丁寧な説明が行われるべきである。 その中で、議会における説明の方法については、議会で御判断いただくものと考える。
2. シャープ米子工場の閉鎖について シャープ米子工場が閉鎖し、7月末までに160人が離職する。再就職の手立てに万全を尽くすよう、シャープ自身の雇用責任について追及すること。先んじて解雇が発生した、ジャンパンディスプレイや福助においても、いまだに再就職に至っていない者が多い。企業の雇用責任の厳しい追及が必要である。また、1人10万円の鳥取県労働移動受入奨励金を県内企業に周知し、支援額の引上げも検討し、離職者の再就職支援を充実させること。	米子市と連携して事業継続や雇用への配慮等について2月12日に行なった。なお、離職者が発生した場合は、国や米子市などの関係機関と連携して再就職支援に万全を期すよう申し合わせているところである。
3. 国や知事主導の業種を限定した「産業クラスター」「地域産業クラスター」の優遇支援は、新たな大企業を中心とした「下請け構造」を作り、それがうまくいかなくなったり時、地場産業の破壊をもたらすことになる。「自主的な」地場産業の振興に対し、支援を充実すること。	国は、地域未来戦略の政策パッケージを夏（5月頃）までに取りまとめ、支援施策を検討するとされているが、詳細が明らかとされておらず、引き続き、注視していく。 本県は、県内に集積するものづくり企業等が自動的に行なう付加価値向上や販路開拓等に向けた取組をしっかりと支援していく。

要望項目	左に対する対応方針等
4. 物価高で県民生活が苦しい時に、インバウンドや県立美術館の美術品購入に多額の予算をかけることはやめること。	<p>インバウンド対策を含む観光振興は、旅行業、宿泊業、飲食業、小売業など広範な経済波及効果が見込まれる裾野が広い施策であり、国内人口が減少する中、引き続きインバウンドの推進を通じて外国人旅行客を誘致し、地域経済の活性化を図っていく。</p> <p>県立美術館については、本県の文化芸術振興の拠点の一つとして、県民に国内外の優れた美術作品の鑑賞の場を提供するとともに、県内外からの誘客を促しアートを通じた賑わいのある地域づくりに貢献するため、美術館としての魅力向上を図る上で一定の作品収集は必要と認識している。購入作品は収集目的を果たすため、展示等に積極的に活用していく。</p>
5. 「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業」は、以前の最高額に支援単価を引き上げ、物価高騰に見合った支援となるようにすること。	支給単価は、光熱費及び食料費の物価変動率と公定価格の物価高騰に対応した改定を踏まえて検討し、適切な単価を設定している。
6. 「家計負担激変緩和対策事業」は、市町村が決定する低所得世帯等に限定するのではなく、全世帯への支援とすること。	家計負担激変緩和対策事業は、物価高騰による家計への影響が大きい世帯への支援を市町村と協調して実施するものであり、全世帯を対象とすることは考えていない。
7. 「新・地域医療構想」は、各医療機関が決めることしながら、行政主導で病床削減を促進するものである。地域医療構想は中止すること。	<p>2040年に向けた新たな地域医療構想は、地域における県民が適切に必要な医療・介護サービスを将来にわたって持続的に受けられる医療・介護提供体制の構築を図っていくものである。</p> <p>また、地域医療構想の策定は医療法により都道府県が定めるものとなっていることから、中止できない。</p>
8. 「地域限定保育士」制度は、保育士資格試験の際の実技試験に替えて、5日間の保育実技講習会の受講でよいとしており、保育の専門性を否定し、保育の質を下げるものである。導入しないこと。	地域限定保育士試験において実施される保育実技講習会では、保育の表現技術として実技3分野（音楽・造形・言語）に関する演習と保育実践見学実習を行うこととされている。試験の実施にあたっては、国から、地域限定保育士としての必要な知識及び技能を判定する試験として適当であるとの認定を受けた上で実施するものであり、保育の専門性を否定し、保育の質を下げるものではないと考える。
9. 小学校での学校給食無償化がはじまるが、支援額が上限1人月額5200円では、自己負担額が生じるか、給食の質を下げるうことになる。必要な栄養を確保するためにも、支援上限額を超える部分も市町村とともに県が支援すること。また、中学校、特別支援学校（高等部を含む）も無償化すること。	給食費の負担軽減については、国が制度概要を示したところであるが、物価が高騰した場合においても給食の質を担保できるよう、国の責任において確実に財源措置を行うよう要望していく。小中学校の給食については設置者である市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施されているところであり、県が負担することは考えていない。
10. 学校の教員配置を増やすため、「教科担任制」や「チーム担任・複数担任制」を導入していることはよいことだが、ベースの1学級当たりの人数を少人数（30人以下）にすることが一人一人に行き届いた教育となるための基本である。来年度から中学校での30人以下学級を実施すること。また、少子化によって県立高校の存廃が問われる事態となっているが、少人数学級の実施によって、学校存続の一助とすること。	<p>中学校の更なる少人数学級については、まずは市町村の意見を十分に聞きつつ、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。</p> <p>高等学校については、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人以下としているところであるが、令和6年3月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）」に基づき、少人数学級の実施について、その効果や財政負担を十分に検証し、慎重に検討を進めることとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
11. 県立高校の魅力化の取組は、国の補助金を活用した3分野に特定したものとなっているが、モデルを当てはめるのではなく、子どもや生徒自身の意向を尊重するしくみの導入や、中山間地域の高校では希望が強い「普通科」を設置すること。	<p>国の補助金を活用した3分野については、国が設定しているものであり、この分野をそのまま全県立高校にあてはめて魅力化を図っていくことは考えておらず、各学校の特色ある取組と組み合わせて更なる魅力化を推進していくこととしている。</p> <p>また、県立高校の生徒一人一人が、夢や目標の実現に向けた可能性を広げられるよう策定した令和新時代の県立高等学校教育の在り方基本方針（令和8年度～17年度）に基づき、社会の変化、県民や地元産業界のニーズ、多様化する生徒の意向や目的を大切にした視点で、東中西部地区にそれぞれ、様々な分野を学べる高校カリキュラムを提供していくこととしている。なお、中山間地域における普通科設置については今後の検討課題としたい。</p>
12. 単一の発達障がいは特別支援学校の対象外である。特別支援学校での受け入れを可能とし、特に特別支援学校の高等部への入学、またそれができない場合は県立高校での特別支援学級の設置など、高等教育の場を保障すること。更には、県立特別支援学校にも専攻科を設置し、障がいがない生徒と同等の教育・学びの場を保障すること。	<p>県立高等学校においては、平成30年度から通級による指導を開始し、障がいのある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行っているところであり、新たに特別支援学級を設置することは考えていない。</p> <p>また、県立特別支援学校では鳥取盲学校に理療科の専攻科を設置しており、鳥取大学附属特別支援学校にも専攻科が設置されていることから、新たな専攻科設置は考えていない。</p>
13. 児童相談所の一時保護は、「外部委託が適当」と判断した場合に行っているとのことだが、半分程度外部委託となっているのは、児童相談所がその本来の役割を果たせていないということではないか。仮に、増え続けている一時保護をすべて受け入れるとした場合、児童相談所の現体制で受入可能なのか、そうでないのか回答をいただきたい。	<p>一時保護は、虐待環境からの分離が必要な場合や子どもの行動観察が必要な場合等その目的は様々であり、個々の子どもが置かれている環境や必要とされる支援等を踏まえて実施するものである。児童相談所の果たすべき本来の役割は、子どものニーズに応じて子どもにとって最も適した支援を実施することであると考える。</p> <p>なお、仮定の間に対する回答は差し控える。</p>
14. 院内保育所の処遇改善は、国が実施可能としていた令和7年度分についても遡及して実施すること。	<p>病院内保育所運営事業は、院内保育所の処遇改善を目的とした事業ではなく、病院に従事する職員の離職防止及び再就業を促進するために、病院内で保育施設を運営する病院へ補助する事業であり、毎年度全病院（43病院）に要望を聞き申請のあった全ての病院へ補助している。</p> <p>本年度も要望のあった5病院すべてに補助しており、病院から直ちに委託料の増額を求める意見は聞いていないこと、本事業を申請した病院において、補助金以上の委託料を委託事業者（院内保育所）に支払っている状況であることから、令和7年度分を遡及して補助することは考えていない。</p>
15. OTC類似薬の一部保険給付の見直しにより自己負担増となる部分について、県が独自支援すること。また子どもは特別医療費助成で完全無料とすること。	持続可能な医療保険制度を構築するため、現在、OTC類似薬の保険給付の見直し等を含めた法案が国において検討されているところであり、県として独自支援することは考えていない。
16. 国民健康保険料への子育て支援金の上乗せ徴収によって、鳥取市では保険料アップとなることが国保運営協議会で決定した。物価高の下、保険料アップは命と家計を圧迫する。県下約3億円程度を考えられる子育て支援金の上乗せ負担分は、県が全て負担すること。	子ども・子育て支援金については、「歳出改革と負上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で子ども・子育て支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする」とされており、県が子ども・子育て支援金を負担することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
17. 企業局の工業用水道へのPFI導入は、国の各種支援金の要件にもなっていない。PFI導入可能性調査はやめること。	<p>現在、民間活力の導入による工業用水道事業の経営改善を目指し、現状の課題を洗い出し、様々なPPP/PFI手法を検討するポテンシャル調査を実施している。</p> <p>本調査の結果を踏まえ、令和8年度は本県の工業用水道事業に適したPPP/PFI手法の導入可能性調査を実施し、持続可能な事業運営に向けた判断材料とする必要があるため、調査の取り止めは考えていない。</p> <p>・工業用水道事業導入可能性調査業務委託 48,961千円</p>
18. 県庁を含め県立施設での女子トイレの数、またその洋式化が、男子トイレに比べ著しく遅れている。洋式化を促進すること。また、「誰でもトイレ」を設置すること。	<p>県庁舎は、これまで女子トイレの洋式化を進めてきたが、令和8年度中に完了する予定としている。その他の県立施設については、各所管課において必要に応じて適宜対応を行っている。</p> <p>また、性別を限定せず、障がい者や高齢者でも利用可能なバリアフリートイレについては、各施設の状況も踏まえながら、バリアフリー整備基準に基づいて整備を行っている。</p>
19. 「ぼうさい・とつとり住宅耐震事業」は、「重点区域」だけでなく、全てのエリアで10/10の支援となるようにすること。「重点区域」から外れる低所得世帯や高齢者世帯等は支援が受けにくくなり、耐震化に格差を生むことになる。	耐震対策事業は、事業主体である市町村が国庫補助要件となっている「市町村耐震改修促進計画」を策定した上で実施しており、市町村負担が前提となることから、補助率かさ上げ等により重点的に取り組む範囲については市町村が決定すべきものである。
20. 「第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」においては、賃金格差解消や管理的地位に占める女性の割合の向上を目標にかけ、特に遅れている経済分野での男女の格差を是正すること。	賃金格差解消及び管理的地位に占める女性の割合の向上については、「第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」案に記載している。なお、経済分野での男女の格差については、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数において令和6年度は全国1位、令和7年度は2位と上位を維持している。